

野洲市地域公共交通計画策定及び会議の全体イメージ

第 2 次 野 洲 市 総 合 計 画

分野ごとの基本方針
 4 環境・都市計画・都市基盤整備
 ◇必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち
 6) 公共交通の利便性の向上
 利用者ニーズや地域特性に応じた持続可能な公共交通網が整備され、市民生活の「基盤として安全・安心な移動手段が確保されています。」

野洲市都市計画マスタープラン

2. 将来都市像と都市づくりの目標
 目標 1 拠点の都市機能集約と歩行空間の改善によるにぎわい強化
 ○拠点間の公共交通ネットワークの強化
 目標 2 安全で利便性の高い居住環境づくり
 ○歩いて暮らせるまちなか居住の推進と拠点までの公共交通ネットワークの整備
 目標 3 田園集落における地域活力の維持向上に向けたまちづくり
 ○中心拠点や地域拠点までの公共交通ネットワークの整備

野洲市地域公共交通計画（令和 5 年度中に策定）

※国の補助（地域内フィーダー系統補助）の交付を受けるためには、補助対象路線について法定協議会で議論し、地域公共交通計画へ記載することが必要

令和 5 年度以降 野洲市地域公共交通会議

- 目的：地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う。
- 構成員：学識経験者、交通事業者、公共交通利用者、道路管理者、地方公共団体、その他必要と認める者など
- 根拠法令： 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法



公共交通会議と法定協議会の機能を兼ねる会議となる。

令和 4 年度まで 野洲市地域公共交通会議

- 目的：乗合旅客運送、自家用有償旅客運送に関し必要な協議を行う。
- 構成員：交通事業者、公共交通利用者、道路管理者、地方公共団体、その他必要と認める者など
- 根拠法令： 道路運送法